

目 次

はじめに

重点要望

一般要望

○総務政策

○防災警察

○県民・スポーツ

○環境・農政

○厚生

○産業労働

○建設・企業

○文教

地域要望

議員一覧

はじめに

本年7月26日に発生した、県立の障害者支援施設「津久井やまゆり園」における殺傷事件は、19名が死亡、29名が負傷するという凄惨な事件であった。

ご遺族、ご家族へのきめ細かな対応を怠ることなく行い、二度とこのような事件が起きないように万全な体制で取り組むことが必要である。また、緊急時の対応、情報収集のあり方を含め再発防止に全力を尽くさなければならない。同時に我々は、県民一人ひとりがかけがえのない命の尊さを自覚し、ともに生きる喜びを分かち合うことのできる共生社会の実現を改めて目指す決意である。

県内では、近い将来南関東地震、県西部地震などの発生が予測されている。発災から5年余りが経過した東日本大震災や本年の熊本地震、日本列島を直撃した一連の大型台風による記録的な大雨等自然災害の脅威が広がる中、河川、道路、急傾斜地、橋梁、トンネルなどのインフラ整備を計画的且つ着実に実行する事が急務である。

神奈川県では、超高齢社会を迎えるにあたり、持続可能な社会システムに転換するため、最先端の医療の提供や最新技術の研究開発を全国に先駆け取り組んでいるところである。神奈川の強みを生かし「未病の改善」「最先端医療・最新技術の追求」を同時にすすめ、健康寿命を延ばし、新たな産業を創出し、新しい社会システムを創り出すことは県民の期待も大きい。

また、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のセーリング競技の県内開催に続き、サッカー、野球、ソフトボールの会場が本県に決定した。会場周辺の環境整備や本県来訪者をもてなす体制づくりなどを着実に推進する事で神奈川の魅力を世界に発信することにつながり、多くの面で地域経済へ寄与すると期待するところである。

本要望書は、これらを踏まえ県民、県内市町村、各種団体からの要望と、これまでの会派としての取組をもとに作成したものである。知事、並びに県当局におかれては、平成29年度予算編成及び施策・事業の実施にあたって、しっかりと反映されることを求める。

平成28年10月吉日

かながわ民進党神奈川県議員団
団 長 たきた 孝徳
政務調査会長 長友よしひろ

重点要望

1. 「津久井やまゆり園」について

本年7月に県の指定管理施設である「津久井やまゆり園」に元職員が侵入し、多数の利用者を殺傷するという大変痛ましい事件が発生したことについて、最優先に利用者、家族、職員への支援が重要と考える。利用者の生活環境の改善を十分に配慮して迅速に行うこと。

長い歴史と利用者、地域との信頼にたつ「津久井やまゆり園」の機能回復・再生にむけては、この事件の事実確認、課題の整理、対策の構築が行われなければならない。今後も精力的に「津久井やまゆり園事件再発防止対策・再生本部」を中心にしっかりと調査、課題の整理、施策の構築を行うこと。

園の再生に向けては、再発防止対策・再生本部において、「現在地での全面的建て替えとする」方向性が出された。事件からの再生と神奈川県としての障がい福祉のあり方や、利用者の人権、自立と尊厳を保障する再生のシンボルとなる新たなイメージを打ち出せる施設となるよう取り組むこと。

事件について、障がいのあるなしにかかわらず、ともに生きる姿勢や共生の重要性を改めて確認し、県としての障がい福祉に対する姿勢をしっかりと県民に示し、神奈川県が障がい福祉を後退させない決意、人権尊重の精神を表明、県民への啓発活動の充実を目指すこと。これらを踏まえた共生社会実現に向けた条例制定についても、関係者の意見を聞き検討すること。

同様の事件を二度と繰り返さないためにも、事件の全容を解明したうえで、関係行政機関等との連携の強化、情報共有を図るなど、必要な対応を推進し、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける支援など、関係機関との連携・役割分担のもと途切れなく行うことにより事件被害者、被害者家族、職員など関係者への支援を図ること。

2. 日米地位協定改定に向けた取り組みについて

沖縄県で起きた米軍軍属による殺人・死体遺棄事件は、事件の残虐性もさることながら、米軍関係者による事件が改めて発生したという意味で、大きな衝撃を与えた。第二の基地県として、他人事ではなく、このような非道な犯罪を決して許すことはできない。

今回は基地の外に居住する軍属が逮捕されたが、仮に基地内に逃げ込まれた場合には、被疑者引き渡しを巡って、地位協定上の問題が発生した可能性も否定できず、軍属の扱いなど地位協定上の課題も明らかになった。

日米安全保障条約を中心とする日米関係の強化という観点から、地位協定の改定が必要である。軍属として扱うべき対象範囲の見直しや地位協定上の特権の制約を議論し、日米

地位協定の課題を的確に指摘した改定試案を作成すること。また、改定を強力に働きかけること。

3. 基地問題に対する取り組みの強化について

空母艦載機の移駐については、2017年(平成29年)頃までに延期されたが、厚木基地周辺の実情を認識し、1日も早い移駐の実現に向けて最大限努力するとともに、移駐後の厚木基地の運用面等についても、速やかに明らかにするよう国に働きかけること。

近年、騒音被害を受ける範囲も広がっていることから、騒音被害の実態把握と住宅防音工事対象区域の拡大に努める等、騒音軽減策を積極的に講じるよう国に働きかけること。

硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定については、当初の期限が2009年7月又はその後のできるだけ早い時期とされていたにもかかわらず、依然として選定されていない。については、一刻も早く選定するとともに明確な情報提供をするよう国に働きかけること。

また、米海兵隊輸送機 MV-22 オスプレイの飛来をめぐっては、今後の展開可能性を注視すると共に、安全性の確保や地元への情報提供を求めること。さらに、県内基地返還促進に向けた取組の充実及び返還基地の跡地利用の促進を図ること。

4. 子ども・青少年を非行や犯罪から守る対策について

青少年保護育成条例を制定している本県として、子ども・青少年が事件、事故に巻き込まれることのないよう、再発防止への取組を強化すること。

県や教育委員会、警察、地域など関係機関がしっかりと連携を図り夜間徘徊防止等の対策を推進すること。

また、子どもが孤立化するのを防ぎ、犯罪に巻き込まれない、非行に走らせない居場所づくりが重要であることから、本年改訂された「かながわ青少年育成・支援指針」に基づき、子どもの居場所づくり事業など、市町村や NPO 等と連携した地域での取組を促進すること。

5. ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた環境整備について

本県では、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、神奈川県魅力を国内外に発信すると共に、本県のさらなる活性化に向けた様々な取組が大いに期待される。

オリンピック セーリング競技が開催される江の島周辺は渋滞対策、基盤整備、宿泊施設の整備等の課題が山積しており、プレオリンピック、プレプレオリンピックの開催を控え、着実に取組を進めていく必要がある。

大会の成功に向け、本県として、組織委員会や地元自治体等と十分に連携するとともに、各課題に対し取組を進めるための行動計画を策定し、着実に進めていくこと。そして、必要な財政措置等を国に対して強く求めること。

また、若手選手の育成・強化や指導者研修など、本県にゆかりのある選手たちが優秀な成績が収められるよう支援を充実させること。

各市町村が取り組む事前キャンプ誘致、ホストタウンの登録活動に対し、国や海外関係機関との協議や調整において積極的な支援を行うこと。

6. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う文化プログラムについて

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会においては、日本文化の魅力を世界に発信するための絶好の機会でもある。本県でも、セーリング大会が藤沢市江の島で、野球・ソフトボール・サッカー競技が横浜の地で開催を迎えることから、多くの外国人選手、競技関係者、観光客が来県されることが予想できる。

海外の人々を惹きつける多様な文化芸術の創造・発展や海外発信、観光振興を図っていくこと。

また、オリンピック後も引き続き文化芸術活動の発展、文化財の保存や活用を進めていくために、市町村とも緊密な連携を取りながら確実な計画を持って推進すること。

更に、オリンピック憲章に則った文化プログラムに向け、具体的な計画を早期に示すよう国に求めること。

そして、本県独自の文化振興を図り、世界に本県の魅力を発信するため、必要な財源を確保すること。

7. 子どもの貧困対策について

平成 24 年の日本の子どもの貧困率は 16.3%とこれまでで最も高く、格差拡大が社会問題となっている。本県では昨年、ひとり親家庭に支給している児童扶養手当の県内受給者を対象としたアンケート調査を実施し、ひとり親家庭における子どもの貧困問題の厳しい現状が見えてきたところである。しかしながら、未だ調査や数値に現れていない貧困で悩み苦しむ世帯、子どもたちがいることを忘れてはならない。本県で暮らす全ての子どもた

ちが安心して学び、生活が出来るよう、各市町村との情報交換を行いながら、子どもの貧困に関わる制度の充実、実効性のある取組を着実に進めること。

8. 食品ロスの削減について

消費者庁によると、日本では年間およそ 2801 万 t の食品廃棄物等が排出されている。このうち、食べられるのに廃棄されてしまう食品、いわゆる食品ロスは約 642 万 t。これは我が国の年間食用魚介類の量（約 622 万 t）に匹敵する数量である。また、家庭における 1 人当たりの食品ロスは 1 年間で 24.6 kg と試算されている。大切な食糧資源の有効活用や環境負荷への配慮からも食品ロスを減らすことが必要である。そのためにはまず、生産→流通→消費の過程で、各々の段階での食品ロスを削減する取組を強化すること。

また、具体的な施策として、「フードバンク」の全県的な構築を各社会福祉協議会や NPO、民間団体などと連携して支援することや「子ども食堂」等への支援、フードドライブの推進等を図ること。

9. 本県の教育行政に対する県民の信頼回復について

平成 28 年度及び平成 27 年度神奈川県公立高等学校入学者選抜に係る学力検査において採点誤りがあったことは、本県の教育行政に対する県民の信頼を大きく損ねたものと認識している。

については、本年春に設置された「県立高等学校入学者選抜調査改善委員会」における提言を真摯に受け止め、解答用紙の誤廃棄の問題解決や、マークシート方式の導入など再発防止策・改善策を着実に進めること。

また、「高等学校用教科書採択の公正確保」のあり方や「教科書発行等無償提供」の禁止についてもしっかりと受け止め、本県の教育行政に対する県民の信頼回復に努めること。

一般要望

総務政策

本県を取り巻く社会環境は、少子化の進行・現役世代の減少・高齢者の増大・人口減少社会の到来など大きく変化し、取組む課題も多様化する中、2025年を目標年次とした「基本構想」の実現に向けて「かながわグランドデザイン」が策定され、現在、第2期実施計画が進められている。厳しい財政状況の中、計画の着実な推進は県政運営の重要な課題となっている。

県民目線に立った施策の取組に向けて、地方分権改革、行財政改革を推し進め「健康長寿社会」に向けた「神奈川ブランド」づくりの確立に期待し、以下要望をする。

1. 財政の健全化に向けた取組について

歳入、歳出の両面から本県の取り得る対策を整理するとともに、県債管理目標など取組を計画的に進めること。

2. 地方交付税改革の推進について（臨時財政対策債制度の廃止について）

臨時財政対策債制度は、地方財政計画上の「地方の財源不足額の補填財源として地方交付税では補填しきれない部分の財源」として平成13年度の地方財政対策により3年間の臨時措置として導入されたものであるが、平成28年度まで依然継続され、抜本的な制度改正が行われていない。

臨時財政対策債は、地方交付税の代替手段とは言え「借入金」であることから、現状としては、地方の財源不足額を借入金で補填している状況であるとともに、本来は地方交付税で補填される部分を将来世代へ負担として押しつけている状況である。ついては、地方交付税総額を法定率の引き上げ等により確保し、臨時財政対策債制度を廃止するよう他の自治体とも連携し強く国に働きかけること。

3. 都市税財源の充実・確保について

近年、いわゆるマイナンバー法の公布等、国の施策に起因する制度の創設・変更による情報システム開発・改修が増加しており、市町村における財政負担が生じている。

国の主導による全国一律の施策を実施する際、市町村が負担することとなる事務経費については、必要な財源が確実に配分される制度設計を行うなど、適切な見直しが図られる

よう国に強く求めること。

4. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）・地方創生推進交付金について

地方創生応援税制については、自主財源の平等性を鑑み、対象団体を限定せず、適切な運用に努めるよう国に働きかけること。

地方創生推進交付金については、地方の自主性と主体性を尊重し、地方自治体がその地域性の実情にあった地方創生の取組みを推進することができる様、自由度の高い交付金制度となるよう国に働きかけること

5. 法人住民税の一部国税化の見直しについて

平成 26 年度税制改正において、財政力格差の縮小を図ることを目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することとなった。地方自治体においては、企業誘致や地域経済活性化への取組を積極的に行い、常に自主財源の確保に努めてきたところであり、法人住民税は地方自治体の基幹税目のひとつとして重要な役割を果たしている。

本来、法人住民税は地域の構成員である法人が、市町村から社会資本整備などの行政サービスを受けていることに対する応益負担であることから、地方固有の財源である法人住民税を一部国税化することは、税負担の原則に反し、地方分権の歩みを止めるものである。

地域間の偏在是正は、国税の活用や税源移譲によりなされるべきであり、法人住民税法人税割の一部国税化の見直しを行うなど、適切な見直しが図られるよう国に強く求めること。

6. 不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消及び特例債の創設について

依然厳しい財政状況の中、県内不交付団体に対しては、財政力指数による国庫補助金の較差が設けられている。さらに、平成 25 年度から不交付団体は臨時財政対策債の借り入れができなくなるなど、不交付団体を理由に財政負担を余儀なくされている状況にある。

県内不交付団体において、サービスの低下を招くことなく、新たな施策を展開し、市民福祉の更なる向上を図るため、不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消及び特例債の創設を行うなど、適切な措置が図られるよう国に強く求めること。

7. 県行政の電子化の推進について

本県では、ICT 推進本部会議において、県民サービスの向上を目指し、県の業務を効率化し、職員の生産性を高める「スマート県庁大作戦」の実施を推進している。スマート県庁

大作戦については、職員の生産性向上につながることから、アクションプランに掲げた工程表・マイルストーンに沿って、実行するよう強く要望する。併せて、モバイルからのアクセスを中心に据えた電子行政サービス各事業の拡充や官民連携・県民参加を推進する「オープンガバメント」に向けた具体的な施策として、行政データの二次利用を可能とするオープンデータを積極的に進めること。

また、ICT化拡充の取組については、わが団としても強く要望してきたところであるが、これらをさらに推進する事で、行政サービスの向上、事業の効率化、適正化を行うための次世代モデルを明確にし、実用化すること。

8. 県西地域活性化プロジェクトの推進について

県は、未病を治す様々な地域の魅力をつなげて産業力を高め、地域経済の活性化を図る「県西地域活性化プロジェクト」を策定したが、県西地域は規模の小さな自治体が多く、それぞれの町の個別の施策展開だけでは、様々な地域の魅力をつなげ地域経済の活性化を図ることは困難である。各市町の取組をネットワーク化し、市町の区域を越えた横断的な施策については、プロジェクトの策定主体である県が自らの責任において主体的に取り組み、関係市町間の調整においてリーダーシップを発揮するとともに、施策を展開する市町に対する財政支援を行うこと。

9. 総合計画の取組について

「かながわグランドデザイン基本構想」で掲げた基本理念や将来像の実現に向け、県の重点政策を分野横断的にまとめ、ねらいや具体的な取組、工程などを示した総合計画を地方分権改革、行政改革と一体的に推進するとともに、「中期財政見通し」を踏まえ、数値目標と併せた厳格な進行管理を進めること。

10. 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減について

自動車関係諸税は、自動車の取得・保有・走行の各段階で国税・地方税を合わせて多くの税金が課せられ、非常に複雑かつ過重な体系となっている。さらには、消費税に加えて自動車取得税が課せられる税の併課の問題も抱えており、税の基本原則である「公平・透明・納得」に照らして多くの矛盾を抱えている。そこで軽油引取税等を始めとした自動車関係諸税の簡素化と負担軽減を図ること。

1 1. 公用車に対する災害に強い LP ガス自動車の導入について

LP ガス自動車は、燃料費や維持コストが低廉である。また東日本大震災では、被災地において、ガソリン及び軽油が一時的に希少となったことなどから、生活及び産業に大きな影響を及ぼした。そこでエネルギー分散の観点からも、公用車に LP ガス自動車を率先して採用すること。

1 2. 公契約条例の制定について

これまで会派として様々な場で提言を行ってきた公契約条例の制定については、外部有識者を交えた「公契約に関する協議会」で検討が行われた。依然として県内の経済情勢は厳しく、かつ執行案件の減少等により、業者間の受注競争が激化している。そのしわ寄せが、下請け業者や労働者におよび、労働条件の悪化を招いている状況が発生している。労働者等の労働環境の整備、適正な入札事務及び事業の質の向上を図るため、公契約に関する条例の制定を要望する。

1 3. 特区における取組について

国家戦略特区の指定を全県域で受けたことは、産業振興と経済活性化に意義深いと評価している。京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区及びロボット産業特区の取組にあわせて、「国家戦略特区」など 3 つの特区を最大限活用して、必要な規制改革を実現し、イノベーションを生み出す基盤の構築を図り、健康・医療市場のビジネス環境を整備すること。

1 4. マイナンバー制度導入に伴うセキュリティー対策について

平成 25 年 5 月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー制度）が成立、公布された。現在、平成 27 年 10 月の個人番号及び法人番号の通知、平成 28 年 1 月の個人番号及び法人番号が利用開始され、さらには平成 29 年 7 月の情報提供ネットワークシステム及び情報提供等記録開示システムの本格運用開始に向けて国、地方自治体が準備を進めている。こうした状況の中、昨年日本年金機構における情報流出事案が発生している。本事業は個人情報扱う問題であり、より一層のセキュリティー対策が求められる。よって制度運用に際し国に対してセキュリティー対策の充実を強く求めること。

また、市町村とも十分に連携し、側面支援を行うこと。

15. 指定管理者施設における労働条件審査について

平成15年の自治法改正により「指定管理者制度」が導入され公共施設等の管理・運営を指定する株式会社やNPO法人など民間企業等にも受注の門戸が開放された。しかし、労務提供型請負（業務委託）では、人件費が経費の大きな割合を占めているため低価格で受注した場合、労働者の賃金や労働条件等に影響を及ぼす可能性がある。県内自治体において、平成25年海老名市にて5施設7社を、平成26年3月茅ヶ崎市で1施設、平成27年10月には厚木市においても1施設について「労働条件審査」を実施した。については、県の指定管理者における労働環境を幅広く点検・確認するため「労働条件審査」を導入し、社会保険労務士等の専門家を活用すること。

16. 市町村の広域連携、中核市移行等への支援について

市町村の新たな広域連携の取組みに対して、人的・財政的支援をはじめとする適切な支援を行うよう国に働きかけること。また、連携中枢都市圏構想において、三大都市圏内に所在する中核市は基本的に対象外とされているが、連携中枢都市の要件を緩和することによって三大都市圏内の中核市も連携中枢都市圏構想の対象とするよう国に働きかけること。

一般市の中核市への移行については、円滑な移行を実現するため、人的支援並びに財政的支援などの措置を適切に実施すること。

防災警察

本県は、地震が起りやすい地域であり、これまでも東海地震や神奈川県西部地震などの切迫性が指摘され、首都直下地震の発生も懸念されている。また箱根大涌谷周辺の火山活動の活発化、富士山の噴火、台風、ゲリラ豪雨、津波災害などの多種多様な自然災害が想定される中で、県民の生命、財産を守るために、東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、市町村や関係団体、ボランティア団体等とも協力して、甚大かつ広範な被害をもたらした大規模地震を含む各種災害に対する防災対策や、危機管理体制の一層の強化が喫緊の課題である。

ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、県民の誰もが望む、安全・安心の確保のため、犯罪の予防、抑止の観点から県警察にかかる期待は益々大きなものとなっており、より一層、実効性のある取組が求められている。

本年 7 月に「津久井やまゆり園」において発生した事件に代表される社会的反響の大きな凶悪事件など、障がい者・子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪の続発、国際テロ情勢の悪化、サイバー空間の脅威の増大等、治安上の課題は山積している。

徹底した取り締まりや啓発活動、そして地域住民と連携した取組の強化が必要不可欠である。

以上の観点を踏まえ、下記の通り要望する。

1. 新たな津波浸水想定を踏まえた津波地震対策の強化について

地震災害対策推進条例に基づき、災害発生時における緊急輸送道路や橋梁・港湾等の整備、広域避難地等に指定されている 13 の県立都市公園などについては、市町村と連携し防災機能の充実を図ること。

また、津波対策では復興増税を活用し、沿岸市町と連携して避難階段、避難経路の整備を促進するとともに、市町と合同の津波対策実動訓練を継続的に実施すること。

さらに、津波・高潮の計画高の設定に伴い、国道 134 号下開口部への防潮扉の設置、河川遡上対策について速やかに取り組み、津波浸水想定を踏まえ、県と市町村が連携しハード、ソフト両面から効果的な津波対策に取り組むこと。

2. 防災・減災対策における市町村との連携と支援策について

各地域県政総合センターが災害応急対策活動を円滑に行うため、管内市町村や関係機関との連携を図り一体となった防災対策を今後も推進すること。

また、防災関係機関、報道機関、公共交通機関と連携のもと情報の的確な発信が図られ

るよう準備すること。

更に、県民・市民によるボランティアや募金など、被災地支援活動について情報発信を含め、地方行政としての支援を進めること。

3. 高速道路における消防力の支援策について

さがみ縦貫道路が全線開通し、県内各市町では新東名高速道路の整備が進んでいるが、同時に供用開始後、IC 設置個所の自治体では消防活動が新たに課せられる。迅速かつ的確な災害対応のためには消防力の充実強化が必要となる。引き続き消防隊の増員・増隊、車両・資機材等にかかる支援策を国に働きかけること。

併せて、県独自の支援策の検討を図ること。

4. 消防団員の確保対策について

大型台風やゲリラ豪雨、大地震、またそれらの災害に次いで起きる土砂崩れや河川の氾濫、火災など、いつ何時起きるか分からない自然災害・二次災害による危険性が身近に存在している今、消防団による初期防災や救助体制の構築は必要不可欠である。

「かながわ消防フェア」などにおいて、消防団の普及啓発を行っているが、中長期的に加入促進を図るため、引き続き普及啓発、詰所の環境整備など、積極的な団員確保の対策を行うこと。

5. 箱根大涌谷の火山活動に対する一連の対策について

本県では、平成 27 年 4 月 26 日から箱根地域で地震活動が活発化し、大涌谷周辺では蒸気の噴出や地盤の隆起など、火山活動が活発な状態が続いた。その後平成 28 年 7 月 26 日大涌谷園地が開放され、箱根ロープウェイの運行が再開されたが、一方で、人の命を守っていくというのが最優先であり、更なる観測体制の強化や、地方自治体と国が連携した避難対策などが不可欠である。

万が一、広域に被害を及ぼす噴火災害が発生する事象に備え、国に対し、神奈川県温泉地学研究所と連携して観測機器の更なる充実強化を図ること。

また、救出・救助体制の迅速な支援策を整備する等、特段の措置を講ずること。

あわせて富士山の噴火等、大規模災害時に備えて自衛隊・米軍との連携や、他県との広域連携を強化すること。

6. 熊本地震を踏まえた防災計画の見直しについて

今年4月に発生した熊本地震による、被災地のインフラや公共施設の被害状況を検証し、県下において、防災拠点や避難所となる公共施設を中心に、特に高齢者や子どもと障がい者に配慮した地域防災計画の見直しを進め、改めて必要とされる耐震化や施設整備等の対策を推進すること。

7. 「神奈川県石油コンビナート等防災計画」に基づく安全対策について

県内には、京浜臨海地区、根岸臨海地区などの石油コンビナートがあり、今後発生が懸念される最大クラスの地震により、京浜臨海部のコンビナートが打撃を受けた場合、地域への被害は壊滅的なことになりかねない。

LPガスなどの高圧ガスタンクが爆発するなど、住居地域まで影響するような大規模な災害も、可能性は低いながらもあり得ると言われており、一企業、一自治体の対応では困難な場合も想定され、その影響は一地域のみならず、首都圏、全国への影響も懸念される。

そこで、県として関係する自治体とそれぞれの役割分担をふまえ、実効性のある対策や、広く関係機関が参加する訓練を実施すること。

8. 公共施設等におけるLPガスの拡充について

県有施設・県立学校・県営住宅・警察施設や災害時の避難所等に、「災害に備えるエネルギー」として大変有用であるLPガスの設備拡充をより一層促進すること。

9. 原子力災害対策について

原子力災害発生時には、国の行政機関、県、市、原子力事業者などの関係機関及び専門家などの関係者が一体となって対応する必要があることから、情報を共有し、指揮の調整を図る応急対策の拠点となるオフサイトセンターの更なる機能強化を図ること。

また、原子力艦船が寄港する本県の特性に鑑み、国に対して原子力災害対策指針などへ、原子力艦船を位置づけるように求めるとともに、安定ヨウ素剤などを始めとした災害対策用の備蓄についても、不測の事態に備えた整備を図ること。

10. 「感震ブレーカー」の普及促進について

東日本大震災において、地震の揺れによる出火の主な原因は電気に起因するものと言われている。東日本大震災の教訓を踏まえ、地方自治体では、地震を感知して電気を遮断する「感震ブレーカー」の設置を勧めている。「感震ブレーカー」の設置について、国に対し

て法改正による設置の義務付けを働きかけると共に、未実施の市町村に対して普及促進を強く働きかけること。

1 1. 警察力の強化充実について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、東京都では 5000 人の警察官の増員を検討していることを踏まえ、隣接する本県においても計画的な警察官の増員や治安維持の拠点である警察署、警察公舎の耐震化や建て替え、交番の新設・適正配置による警察体制の充実に一層取り組み、地域における安全・安心の確保・拡充を図り警察の機能強化と人材の育成に努力すること。

また、警察用航空機は中型機 1 機、小型機 3 機の 4 機体制であるが、救助活動に対応できる県政用業務機が廃止されてから、救助機として対応できる航空機が減少し、付随して点検整備や故障などの場合により救助機が運用できない状況を早期に改善するため、警察用航空機を増備し 5 機体制に戻すとともに、今後の更新時には救助活動が行える機体にする。

1 2. 犯罪被害者支援の取組について

犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活の早期回復・軽減に向けた支援と犯罪被害者等を支える地域社会の形成をめざす取組の支援については、関係する機関が連携・協力して取り組むとともに、犯罪被害者等への支援施策の強化を図る事が必要である。

特に性犯罪、性暴力にあった被害者を支援するため、開設された「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」と医療機関や弁護士会等の連携を引き続き充実させることと併せ、県民・市民に対する支援機関の広報を推進すること。

1 3. 信号機や横断歩道等の交通安全対策の推進について

交通の安全と円滑化を図るため、信号機や横断歩道の 신설並びに更新・整備を迅速に進め、安全で安心なまちづくりを実現すること。

また、最も重要な取組の一つとして、幼児・児童の通園・通学の安全確保がある。警察庁は、交差点内の歩行者を守る手段としては『歩車分離式信号機』が有効であるとしていることから、地域の要望に合わせて通学路内の大きな交差点には早急に歩車分離式信号機導入推進を図ること。

とりわけ、市町村から要望が多い、道路標示の補修を重点的に実施し、著しく摩耗し視認性が低下している箇所の補修については前倒しを含め、平成 29 年度中に完了すること。

14. 防犯カメラの設置推進について

県民・市民はもとより、国内外からの観光客が安心して過ごすことができる犯罪が起きにくい地域社会を目指し、犯罪が発生する蓋然性の極めて高い繁華街や駅周辺等における犯罪の予防と被害の未然防止を図るため防犯カメラの設置を推進しているところだが、市町村、町内会等や県民からの設置要望は後を絶たない。モバイル式防犯カメラの設置運用の増進を始めとした防犯カメラ設備増設を推進し、犯罪の抑止力を高めなければならない。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、超高齢社会の到来など、急速に変化する社会情勢に的確に対応するため、防犯カメラの整備、充実に努めること。

15. 振り込め詐欺等の犯罪抑止対策の強化について

昨年、県内で発生した振り込め詐欺の被害額は約 32 億円である。昨年度は金額、発生件数は減少したが、再び本年は増加傾向に転じており、依然として県民の大きな脅威であることから一層の対応策が求められる。今後も市町村、町内会、民間企業等との連携を密に図り、意識啓発などを講じること。

また、振り込め詐欺の根絶に向けた犯罪防止対策を重点的に強化すること。

16. 自転車の交通安全対策について

平成 27 年 6 月の道路交通法の改正により、危険運転を繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が義務付けられた。県民の安心・安全のまちづくりのためには自転車利用者の違反率の低下、事故やトラブルを防ぐ対策が求められる。

本県県道における自転車レーンの整備や、新たな自転車交通ルールの周知など、自転車交通の安全を図るための措置を行うこと。併せて、自転車の損害保険の加入義務付けを検討すること。

県民・スポーツ

子どもや青少年を取り巻く環境は複雑化し、子どもの貧困対策、児童虐待対策など社会的養護や青少年の健全育成の推進も課題となっている。子ども・子育て支援新制度が始まり、県及び実施主体である市町村は乳幼児の教育・保育の総合的な提供、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実など、取組や効果の検証を行い、全ての子どもの健やかな育ちのために、県としても支援の拡充が求められる。

他にも、県民局が所管する人権・男女共同参画や消費者保護など、各種事業の更なる促進も図らなければならない。

また、今年度よりスポーツ局が設置された。スポーツは健康で心豊かな人生を築くために重要な役割を果たすと共に、人と人との交流や地域間の交流など、地域社会の活性化にもつながることから、スポーツ局に求められる期待は大きい。高齢者スポーツや障がい者スポーツ、そしてラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピック競技大会などのスポーツ関連施策をより効果的・一体的に推進することで、県民誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができる社会を実現していかなければならないことから、以下を要望する。

1. 子ども・子育て支援について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市町村の実施状況と課題を検証し、子ども及び子どもを養育している者に対して必要な支援が行われるよう、十分な財政措置を行うこと。

放課後児童健全育成事業については、学童保育を必要とする全ての子どもが適正規模で保育を受けられるように財政支援を充実させること。

また、支援員等の処遇改善を図るとともに、放課後児童クラブ支援員等研修については、学童保育の実践に裏付けられた専門性のある内容かつ業務として参加しやすい計画を行うこと。

2. 私学助成の拡充について

本県の幼児教育・学校教育における私学の役割は重要であり、子どもの教育機会の均等を堅持するため、私学への経常費補助の拡充、特別支援教育の助成など、支援を充実すること。

また、経済的に困難な私立の高校生に対する学費補助等の更なる拡充を図ること。

3. 児童虐待の防止と所在不明児童の安全確認の徹底

児童虐待やいじめなどにより、弱い立場の子どもたちが亡くなる痛ましい事件が後を絶たない中、被害にあった子どもたちが安心して過ごすことの出来る居場所作りや、いつでもなんでも相談が出来る体制作りが急務である。まずは児童虐待に加え子育てに関する相談や家庭への支援を含めた児童相談所の体制を充実させること。

また、児童虐待通告窓口を一本化し、緊急度、重症度を判断し、適切な機関に伝達する体制の構築に努めること。

また、「児童相談所全国共通ダイヤル（189）」について、児童虐待通告受理コールセンターとして機能するように、国に制度改善を働きかけること。

4. 里親制度の推進

児童福祉法の改正により、平成 29 年 4 月から家庭的養護の推進が盛り込まれた。「養子縁組里親」が法定化され、児童相談所の業務として位置づけられたことから、一層里親制度に対する理解を県民に広めていかなければならない。本県では里親センター「ひこばえ」を中心に児童相談所と連携して、里親制度の普及啓発、里親家庭の相談支援、そして里親委託の促進を図るなど、家庭的な養護を必要とする子どもたちの支援を拡充すること。

5. 人権・男女共同参画の推進について

「かながわ男女共同参画センター(愛称 かなテラス)」の専門性を発揮しつつ、男女共同参画を促進するための人材育成、意識啓発に取り組むこと。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、様々な DV に対する迅速かつ適切な相談体制を構築し、関係機関との連携、フォローアップ、自立に向けた支援などを強化すること。

更に、NPO 等と連携して加害者更生に向けた教育、支援体制など強化すること。

6. 消費者保護の充実・強化について

平成 27 年度の県内消費者の相談件数は、前年度比 0.9%増の 71,615 件で、被害が複雑化し、高齢者等の「判断不十分者契約」による相談件数も増加傾向にある。

県の消費者行政の更なる専門性を高め、市町村への人的支援や普及啓発の充実など未然防止対策を強化すること。特に判断力が不十分な方の相談については、福祉関係機関と連携した適切な対応を推進すること。

また、ICT 技術の進展やスマートフォンの普及により、低年齢児から高齢者まで、幅広い世代でインターネットを通じた消費生活の変化、それによって生じるトラブルが増加して

いる。子ども、保護者、高齢者など、年齢に応じたネットリテラシーに対する意識向上のための取組、消費生活相談員、職員の ICT 研修などを拡大すること。

7. 文化振興の充実と推進について

マグカルの振興については、ミュージカルを通じた取り組みに加え、「カナガワ リ・古典プロジェクト」など地域の魅力の掘り起こしや日本固有の伝統芸能の振興を図ること。

各市町村で行われている文化芸術活動を支援すると共に教育委員会等とも連携し、県内の文化施設全体をフィールドにして、文化芸術の振興を図ること。

また障がいのある方々の社会参加と文化芸術活動の振興に取り組むこと。

8. 国際交流・多文化共生について

本県はこれまで国際交流や多文化共生の分野における先進的な役割を果たしてきた。海外人的ネットワークの構築においては、駐在員や関係機関との連携により、海外の支援ニーズを十分に調査したうえで、本県で習得した技術やノウハウを母国で生かせる仕組みを構築すること。

また、多文化共生においては、平成 28 年に開設した「多言語支援センター」の周知啓発に努め、市町村や教育現場などとの連携を含め、外国籍県民の多言語での支援を進め、多文化共生の更なる推進を図ること。

9. ヘイトスピーチについて

人種や民族、国籍等による差別は決して許されるものではないことから、国や市町村、警察と密接に連携をし、人々に多大な苦痛を与える差別的言動、ヘイトスピーチを根絶するため、実態調査並びに実効性ある対応に取り組むこと。

10. 障がい者スポーツの普及について

平成 27 年に発表した「かながわパラスポーツ推進宣言」の実現のため、全ての人が自分の運動機能や障がいの状況に応じて、生涯にわたりいつでも身近にスポーツに親しむことができる意識の共有、環境整備に取り組むこと。とりわけ、誰もが使いやすい施設になっているか、動線も含めて改善すること。

また、障がい者スポーツが競技レベルでの推進が図られるよう、障がい者スポーツを熟知する指導者、コーチ等の人材育成に取り組むこと。

1 1. スポーツ振興の充実について

「かながわアスリートネットワーク」による競技振興と地域、学校への巡回指導の充実など本県のスポーツの発展を支える好循環を創出すること。

各競技の活動や次世代への指導者の確保・育成など競技団体への支援を行うこと。

また、引退したアスリートのセカンドキャリアについて、スポーツを通じて培った能力を本県の貴重な資源として活躍できるような取組を行うこと。

1 2. シニアスポーツの推進

平成 33 年に本県で開催予定の「第 34 回全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に向け、多くの県民が参加できるようシニアスポーツのすそ野を広げる取組を、計画性を持って行うこと。

環境農政

本県は豊かな海と緑を保有し、その恵まれた広大な自然と地域の環境を大切にしながら、良好な環境の保全と秩序ある開発のバランスに考慮しつつ、この財産を後世に引き継いでゆくことが重要である。

なかでも、地球温暖化防止策、人口密集地域における環境汚染などの負荷軽減、また、森林等の自然環境保全は待ったなしの状態である。県として市町村や県内各種企業、団体と連携し、ますます力を入れていかなければならない。さらには、県土の持続可能な発展に向けて水源の森づくりや、農業、水産業、畜産業、林業の振興にも更なる施策の充実も求められている。これらの観点から、以下要望する。

1. 地球温暖化対策の推進について

地球温暖化対策は世界共通で取り組むべき喫緊の課題である。国では、昨年度パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）に先立ち、2030 年度の温室効果ガスを 2013 年度比で 26%削減する目標を示すとともに、新たに「地球温暖化対策計画」及び「気候変動の影響への適応計画」を策定した。本県においても、国内外の動向や「かながわスマートエネルギー計画」策定等の状況の変化を踏まえ、「神奈川県地球温暖化対策計画」の改定作業を進めている。

エネルギー施策を重点に掲げる本県として、国が農地への設置に係る取扱いを示した「ソーラーシェアリング」や、普及拡大に向けてプロジェクトが動き出した「薄膜太陽電池」、更に水素を活用した「燃料電池」等、新しい技術の促進を図りつつ、農家や市町村、エネルギー部門としっかり連携して、新たな目標に対する具体的な対策を着実に積み上げ、その実現に向けて神奈川県の地域特性を踏まえ、温暖化対策を実施すること。

2. 大気汚染対策の拡充について

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子、通称 PM2.5 が、呼吸器の疾患、循環器の疾患、肺がんなど、健康上問題を引き起こす恐れがあるとして、県はその測定や情報公開などに取組んでいる。PM2.5 の測定値を公表している県のホームページのアクセス数が多いことから県民の関心の高さがうかがえる。原因物質である揮発性有機化合物（VOC）対策や、ORVR 車の早期普及を目指し、法制度化に向けた啓発・情報発信などガソリンベーパー発生抑制に向けた取り組みを強化すること。

3. 廃棄物ゼロ社会実現に向けた廃棄物対策の促進について

「神奈川県循環型社会づくり計画」に位置づける後半 5 年間の事業計画に基づき、引き続き、廃棄物ゼロに向けた取組みを進めること。

本県における産業廃棄物の排出量は膨大であり、今後の施設老朽化に伴う解体作業の増加から廃棄物の大量発生も視野に入る。産業廃棄物処理施設の設置促進ならびに、確保が困難と思われる最終処分場についても確保対策を図ること。同時に、使用停止中の現処分場を再生、再利用する事業に係る財政支援としての「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」の交付に引き続き取組むこと。

また、廃棄物の不法投棄については、実態調査と監視強化など総合的な対策を引き続き進めること。そして、県民からの通報などに機敏に対応し、県警察を含む県行政が一体となり、毅然とした姿勢で対策をとること。

さらに、災害廃棄物の処理には広域処理の他、民間業者が果たす役割は大きく、関係自治体、民間団体等との話し合いを進め、連携・協力体制を明確にした仕組みを作り、国に対して、県域を越えた広域的な処理の仕組みの構築を求めていくこと。

4. 水源環境保全・再生について

第 2 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画は平成 28 年度に終了することとなる。平成 29 年度以降もこれまでの取組みの成果と課題を踏まえ、今後の水源環境保全・再生に向けて、県民をはじめ、市町村、関係事業者の方々と連携し、県民が将来にわたり必要とする良質な水の安定的確保のための取組を着実に推進すること。

また、そのためにも水源かん養など森林の持つ公益的機能を高めるとともに、県内の人工林で 50 年を超える高齢級は過半数を超えていることを踏まえ、水源かん養機能を損なわない一定面積の伐採を進め、そこに無花粉や花粉の少ないスギ、本県で初めて発見された無花粉ヒノキを再造林して若返りを図る施策の導入を図ること。そして、森林保全に関わる人材の育成を推進すること。さらに、相模川水系県外上流域（山梨県）については、山梨県とのしっかりとした調整、連携を図ること。

5. 有害鳥獣等対策について

有害鳥獣等による農作物と県民生活への被害は甚大である。特に、生産者の意欲の低下等については、県全体の食の確保にとっても深刻な影響をおよぼしている。

その被害状況は広域に渡っており、市町村独自の取組には限界がある。広域行政体として県の果たすべき役割は大きい。よって県として主体的な取組を行うこと。ニホンザルやニホンジカに対しては、今年度第 3 次の管理計画が終了する。次期第 4 次管理計画に向けては、地域の要望に沿うよう最大限努力をし、群れの捕獲や防鹿柵の設置等を行い、農業

被害等の削減に向けて、県として広域的な対策に取り組むこと。併せて管理計画の実効性を検証すること。

また、在来生物であるツキノワグマ、イノシシ、カラスについても生活被害や人身被害の防止といった観点からも引き続き重点的な対策を行うこと。

捕獲した鳥獣の処分に苦慮していることからシカ・イノシシ等の解体加工施設の開設に対し必要な助成措置を講じるとともに、県内ジビエの特産化・消費拡大を推進すること。

さらに、アライグマ・タイワンリスといった外来生物の増加への対応、要注意外来生物に指定されているミシシippアカミミガメ、被害が増加している鳥類ガビチョウ等についても対策の推進を図ること。吸血被害が増大しているヤマビルについても対策を強化し、適切な対策知識・情報の普及、地域の実情に応じた継続的な対策を行うこと。

6. 農地中間管理機構について

本県の農業課題である、耕作放棄地対策や担い手の減少や高齢化などを解決すべく農地中間管理機構がスタートし、3年が経過した。

しかしながら、本県のように地価が高い都市部の農地や、山間部の点在する農地を抱える自治体では農地集積が進んでいない。農地の集積・集約化等によるコスト削減や地域農業の着実な発展に向けて、農業公社への目標管理指導と的確な実施体制の充実を図ること。

7. 魅力ある都市農業の推進について

大消費地に近いという利点を活かし、地産地消を推進し県内産農産物の積極的な普及・促進と新たな品目の開発、「かながわブランド」のPRの拡充と販路の拡大を図ること。また、ICTの活用や農作業用ロボットスーツ等の実用化をすすめ、スマート農業の推進を図ること。

さらに、平成25年度12月より始動した「6次産業化サポートセンター」を活用し、潜在的な案件の掘り起こしのため、行政やJA、農業者との緊密な連携強化を支援すること。

加えて、農業用水関係施設がいずれも老朽化しており、安定的な農作物の提供の観点から点検や再整備の計画を推進すること。

本県における農作業事故発生件数は年間100件を超えて推移している。事故を減らすため、農作業安全対策の周知に加え、年齢や農作業経験年数等にも着目した研修体系を整備すること。さらに、国産農畜産物は輸出拡大による需要拡大が期待できるため、現状のような各県ごとに世界の事情、各国の内情を手探りで当たるのではなく、国が情報を取りまとめオールジャパンの輸出促進を一層進めるとともに、産地間で競合しない仕組みを構築するよう国に働きかけること。

農業の担い手の育成・確保のために、セミナーや技術指導・アドバイス等の支援を行う

こと。

また、農業後継者を育てるため、市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について、国へ働きかけること。

8. 安全・安心な食料等の安定供給の確保について

東日本大震災による放射能汚染の問題、また、BSEの対策、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病対策、豚流行性下痢（PED）の対応など「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」の徹底を進めるとともに、生産・加工・流通への監視を強化するためのトレーサビリティシステムの導入促進を図ること。

また、農産物の安全に係るリスクを低減させ、農作業記録を残すことで、消費者や食品関連事業者への説明や事故が発生した場合の原因究明に役立ち、さらに、コスト低減や品質向上など経営の改善につながる農業生産工程管理（GAP）の促進を早期に図ること。

さらに、新基準に基づく農林水産物の検査体制や関係諸機関との連携をこれまで以上に強化・充実させるとともに、検査結果の迅速・的確な県民への提供と対応を図り、県民の食の安全・安心の確保を目指すこと。

9. 県産木材の有効活用について

県産木材の有効活用に関しては、一定施策の充実が図られているが、いまだその重要性は、県民全体が認識するに至っていない。より積極的な普及・啓発に取り組むこと。

また、普及促進の一環として有効な県有施設への積極的な県産木材の活用についてその前段となる加工、生産、流通の促進を図ること。

さらに、森林整備の担い手の高齢化が進み、人材が不足している状況の中、県は「かながわ森林塾」を開催して、担い手の質的・量的確保に取り組んでいるが、その一方で、森林整備業務に係る労働災害が平成27年度には3件発生していることから、森林林業関係業務を指導監督する職員及び林業労働者に対し労働安全対策を周知徹底すること。

加えて、森林整備事業の集約化を進めていく上で重要となる森林の所有者確定及び境界確認に必要となる経費について、支援の拡充を図ること。

10. 水産業の持続可能な発展について

水産業は、県民の豊かな食生活に貢献している。しかしながら、燃料価格の高騰や水産資源の減少、さらには魚価の低迷などが漁業経営に大きな影響を与え、昨今では海水温の上昇に伴い海洋生態系に変化が生じている。

貴重な水産資源の維持確保に向けて有効な栽培漁業についての研究を継続的に行い、そ

の促進を図ること。

また、定置網漁業は、本県の重要な漁業であり、絶えず新たな技術導入を目指し、更なる振興を図ること。

さらに担い手の育成・確保の点からも、水産業への就学支援により一層の取組を図ること。

1 1. 合併浄化槽の普及促進について

県下約 18 万基の浄化槽のうち、約 14 万基が未だに単独処理浄化槽であり、単独処理浄化槽の全体に占める割合は 77%で、全国ワースト 1 位となっている。生活環境を改善するため、合併浄化槽の普及促進は急務であることから、整備に対する助成を拡充すること。

厚生

医療・福祉など社会保障分野については、県民の関心が高く、また経済的要因も含めて社会不安が増大するなかで、2025年問題を視野にいれた医療・介護・福祉に対する県としての施策の充実が求められている。

黒岩知事が掲げる「健康寿命日本一」・「人生100歳時代の設計図」は今後より具体的な施策展開が求められており、市町村との役割分担を明確にしながら、県民、関係者の意見を丁寧に取り入れながら進める必要がある。以下要望する。

1. 地域医療体制の強化について

現在策定中の神奈川県地域医療構想は神奈川県保健医療計画の一部である。保健医療計画については、2018年の見直しに向けて国の「医療計画の見直しに関する検討会」が始まっているが、「誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」基本理念を実現できる計画となるよう、今後本県においても現場の意見を取り入れた保健医療提供体制を整備すること。

超高齢化社会では医療ニーズの増大が懸念される中、病床の機能分化や在宅医療の充実、介護との連携が急務となっている。地域の医師、看護職員、ケアマネジャーなど医療、介護に従事する多様な人材が専門知識を生かし、チームとして連携しながら患者と家族を支えていくために、その人材育成に取り組むとともに、訪問看護ステーションや地域包括支援センターなどを活用した連携拠点の整備をさらに進めること。そして、専門病院とかかりつけ医の連携を図り、継続的な治療体制を推進すること。

また、救急患者への対応について、救命率の向上に向け、病院前救護の推進や救急医療体制の充実に取り組むこと。

小児救急医療をはじめとする救急医療の充実強化を図るため、実効性のある施策と十分な財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても地域医療介護総合確保基金を活用した積極的な対応を行うこと。

2. 国民健康保険制度の見直しについて

国民健康保険制度について、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体を担い、保険料の賦課徴収や保険事業等は住民に身近な市町村が担うという制度の見直しが行われることとなった。

市町村国民健康保険は財政上の構造的な問題があるが、将来にわたり国保の持続可能性を担保するためには、財政支援措置や、市町村が医療費適正化の機能を十分に発揮できるような仕組みを明らかにする必要がある。県としては、市町村や全国知事会、他の都道府

県とも協調し、大都市圏特有の課題解決に向けた抜本的な財政基盤の強化を図ること、医療費適正化にインセンティブが与えられるような仕組みを構築することを、今後も国に働きかけていくこと。

3. 高齢者福祉の充実について

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターの体制を強化し、地域包括システムの充実を図り、高齢者の日常生活自立支援事業の実施に当たり、県社協や各市社協への十分な財源を確保すること。

平成 27 年度から国から市町村へ移管された要支援者の訪問介護及び通所介護を介護保険の対象外とされたが、市町村に費用負担を転嫁することがないように国に働きかけるとともに、地域における支援の受け皿を拡充するよう取り組むこと。

また、急速な高齢化に対応するため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく老人福祉施設等の整備を着実に推進できるよう財政支援を強化するとともに、老朽化した施設の大規模修繕に対する支援を図ること。無認可未届けの有料老人ホームについて、実態の把握を進めると共に、安全な居住環境の確保と虐待などの不当な行為が行われることを防止するため、入居者の人権を尊重した環境改善が図られるよう、対象となる施設に対して指導・改善を求めること。また地域ボランティア団体をはじめとする地域関係組織との連携・交流が図られるよう取組を進めること

さらに、介護職の処遇改善を推進し、福祉・介護人材の確保に努めること。今後、県としての中長期的な視点に立ったビジョンを示すとともに、介護予防の推進を通じた健康寿命延伸など、高齢者の生活の質を高める施策を展開していくこと。

4. 総合的な認知症対策の推進について

全国で 400 万人以上、県内でも 22 万人と推計され急増する「認知症」対策について、昨今は徘徊し行方不明になるケースも見受けられる。「神奈川県認知症対策推進協議会」で認知症対策を進めるとともに、市町村で行っている事前登録や GPS を付ける「SOS ネットワーク」の事前登録、警察相談総合管理システムの活用を増やすよう積極的に働きかけること。

また、「早期発見・早期治療」の体制作りが重要なことから、認知症疾患医療センターは、今年度までに 9 か所整備されたが、平成 29 年の 11 か所整備目標を目指し早急に進めること。

5. 障がい者支援について

平成 27 年度改定された県障害福祉計画で、障がい者が安心して地域で自立した生活を送

れるよう「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」の方向性を活かして、障がい者支援施策の取組を進めること。使い勝手の悪い市町村地域生活サポート事業のメニューの検証も行うこと。

障がい者の雇用拡大のため、「障害者就業・生活支援センター」における支援体制の充実を図ること。また、重度障害者医療費助成制度については、県として精神の通院まで拡げたことは評価できるが、今後も3障がい全国一律不均衡のない制度となるよう、引き続き国に働きかけること。さらに、今後も重度心身障がい者施設の整備を図り、発達障害・高次脳機能障害・難病などの支援体制の強化を国に強く求めること。

6. 看護職員の離職防止と定着支援について

看護職員は県民のいのちを守る重要な役割を果たしている。現在の神奈川の看護職員不足の解消にむけ取組を強化すること

地域看護領域における看護サービス提供体制の充実については、訪問看護ステーション、介護施設の看護職員の人材確保と育成支援に取り組むこと。

看護職の人材確保及び定着対策の推進については、健康で安全に働き続けられる労働条件と労働環境の改善に力を入れるとともに医療勤務環境改善支援センターの役割の充実に取り組むこと。

看護職の専門性の充実と活用については、県、市町村に統括的役割を担う保健師の配置促進、保健師の人材育成体制の構築、助産師の専門性を発揮できる安全・安心な産科病棟の構築、産後ケアの推進、NICU退院後や障がい児の在宅支援などに力をいれること。

7. 少子化対策と母子保健の推進について

一般不妊治療や不育症治療については、特定不妊治療と同様に助成対象となるよう国に強く働きかけること。不育症にかかる相談体制の充実及び治療費助成の拡充を図ること。更には、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して働きかけること。

また、県内各市で格差が生じている小児医療費助成制度において、県の補助率の拡大と、統一的な公費負担制度の創設を国に求めること。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て包括支援センター」の市町村での設置推進に向け、県として支援すること。

8. 産科医・看護師確保及び救急医療の充実について

産科医不足で分娩を休止する医療機関が生じるなど、産科医療の確保が大きな課題とな

っている。

今後も「地域医療介護総合確保基金」等を活用し、県内の医師確保対策の推進や救急医療体制の充実を図ること。

さらに、助産所も周産期医療ネットワークに組み入れ、神奈川県をより安全な出産環境にすること。助産師による無料電話相談「ハローベビーかながわ」事業、「助産師が伝えるいのちのはなし」事業、助産師が行う「産後ケア」事業など県民の出産と前後の不安の緩和に有意義なことから、その安定に資するために県として支援を行うこと

9. 予防接種について

定期予防接種化された子宮頸がん予防ワクチンについて厚労省は接種の勧奨を一時中止している。本県においても副反応報告があり、安全性が確認されるまでの接種の見合わせ、被害者の救済を国に引き続き強く働きかけること。また、県内医療機関に設置されたペインクリニック等での治療・相談を有効に機能させること。

県は、「予防接種研究会」を設置しているが、予防接種全般の問題や救済制度の在り方の検討を早急に進めて国にも対応を働きかけること。

10. がん対策の充実強化について

がん検診の普及啓発を促進し、受診率向上に向けた方策を図ること。職域においては、健康保険組合や生活衛生同業組合等が開催する研修会や会議の場を活用し、企業内の健康づくり担当者に対して、がん検診の必要性などの周知を図っていくこと。

がんと診断されたときから質の高い緩和ケアが実施されるよう、緩和ケア病棟の整備の拡充、人材育成に取り組み、がん診療連携拠点病院との連携体制や相談体制を強化し、緩和ケア診療体制を構築すること。

また、がん患者や家族への精神面の支援として、がん相談支援センターの普及啓発に努め、がん診療連携拠点病院におけるピアサポートの拡充や、心のケアの専門家であるサイコオンコロジストの活用にも更なる取組を進めること。

さらに、県立がんセンターは本県のがん医療の拠点として、患者の視点に立った安心して受けられる医療の提供に努めること。

11. 地域福祉の推進について

障がい者・高齢者などの生活弱者が、住み慣れた町で安心して自立した生活を送るため、相談窓口の拡充、市民後見制度の育成支援など後見制度の更なる普及に取り組み、昨今の制度の問題点に対して真摯に向き合い、課題解決に取り組むこと。

また、急増が懸念される生活保護費については、市町村の負担軽減のために、生活保護負担金の一層の国庫負担充実を国に対して強く要望すること。

同時に、「生活困窮者自立支援法」が制定されたことも受け、生活保護に至る前の段階で、生活困窮者が抱える問題に対応し、関係機関が連携し、包括的な支援体制の整備に努めること。必要なケースワーカーの増員を図るなど相談・調査・支援体制強化に努めること。

1 2. 動物愛護に係るボランティアへの支援等について

本県所管の施設において犬と猫の殺処分ゼロが達成された。殺処分ゼロ達成の背景には、職員の地道な努力と県民の愛護意識の向上等もあるが、何よりボランティアの尽力が大きい。今後も県のホームページへの掲載等により、ボランティアによる動物の譲渡活動を広く周知するとともに、ボランティアに対して、動物愛護に関する情報提供や、研修会、会議等を開催するなど、今後も支援に努めること。

1 3. 災害対策について

大規模災害に備えて、災害時に中心的な役割を担う災害拠点病院だけでなく連携する中小病院においても耐震化の促進を図り、災害時における病院に対する非常用電源の燃料供給体制の確保に努め、無線・衛星電話の整備等、総合的な支援を推進すること。

また、災害医療コーディネーターがしっかりと活動できるよう、その実態に見合う財政的な支援を含め充実を図ること。

さらに、障がい者の災害対策を充実するとともに、災害時の透析医療の確保については「災害時透析患者支援マニュアル」を県内の病院や透析施設に周知し、連携強化を図り支援体制を確立すること。

歯科医療救護活動についても、身元確認や県民の歯科的ニーズに対応できるよう、体制を図ること。

DPAT 及び DMAT、は東日本大震災や熊本地震の時にその役割が改めてクローズアップされた。人数の充実とともに、訓練も含めた充実を図るとともに、本県が被災した際の他都道府県からの DPAT の受け入れについて神奈川県地域防災計画に位置付けること。

1 4. 危険ドラッグ及び薬物の乱用防止と根絶に向けた取組について

危険ドラッグをはじめとする薬物乱用に対し、神奈川県薬物濫用防止条例にもとづき、迅速かつ的確な乱用防止を図り、県民の健康及び安全を確保するとともに、県民が安心して暮らすことができるよう取組をすすめること。危険ドラッグ根絶に向けて一層県民への周知徹底を図ること。

15. 自殺対策の充実について

本県の自殺者数は、様々な対策の効果が波及しつつあり、減少傾向にあるが、いまだに1500名を越える尊い命が失われている。自殺未遂者や自死遺族へのサポートを拡充するとともに、未然防止の支え手となるゲートキーパー養成をより広い分野に広げること。特に各種相談機関の相談員や警察・消防等の職員の対応能力を高めるよう研修を充実させること。うつ病の早期発見・早期治療など総合的、長中期的に継続した取組をすすめること。

16. 健康・医療・介護分野におけるICT化の推進について

地域の医療機関や介護事業所の連携による患者・利用者の状態にあった質の高い医療や介護の提供が重要であることから、より高度で効率の良い健康・医療・介護体制の構築を行うためICT技術を活用した医療情報連携ネットワークの構築を図ること。

また、エビデンスに基づく効果的な施策立案、医療技術の向上、医学研究の推進に取り組むことが不可欠である。わが国の医療・介護制度における様々な側面におけるビッグデータを効果的・効率的に利活用し、その効果が県民に還元される社会の実現のために医療の質の向上や研究開発促進、事業者の利活用が行える環境の整備を行うこと。

さらに、県民が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会実現のために、急性期から在宅医療介護までの機能分化と連携の推進や、地域包括ケアシステムの構築に寄与するような、ICT技術を活用した医療機関間や医療機関と介護事業所との間の情報共有が各地域で効率的に行われる形を目指すこと。

産業労働

「神奈川から経済のエンジンをまわす」という知事の号令のもと、本県の産業も3つの特区を核に、ライフサイエンスやロボット、環境といった分野で先端技術の研究開発が進み、次のステージに突入している。その他にも再生可能エネルギーの導入促進、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた更なる観光施策の充実など、経済の活性化に向けた取組が求められている。しかしながら、県内労働者の雇用や労働環境に目を向けると、「ブラック企業」という言葉だけでなく、「ブラックバイト」なる言葉も生まれ、労働者の権利を軽視する企業もあとを絶たず、社会問題が若年層にまで拡大しているのも事実である。

経済のエンジンをまわし、いかに働く方々にその恩恵を波及させていくか、バランスのとれた成長が、今求められている。これらの観点から以下要望する。

1. 企業誘致施策について

今年度から始まった企業誘致施策「セレクト神奈川100」においては、製造業以外の業種への対象拡大や中小企業の投資額要件の緩和など、新たな施策展開が期待される。

県税収入や雇用効果、県内企業への波及効果を検証し、特区制度を活用した企業への支援充実や過去の実績からも費用対効果の高い中小企業等の誘致促進を図ること。

2. 中小企業・小規模企業支援について

「中小企業活性化推進条例」の見直しにより、小規模企業が明確に位置づけられた。国際的な競争の中、本県の中小企業・小規模企業は依然として厳しい状況におかれ、特に事業承継については後継者不足を背景に廃業に至る企業数も増加している。

中小企業活性推進にあたっては、独立行政法人化される神奈川県産業技術総合研究所を中心に、これまで以上に実効性のある支援を検討すること。また、条例見直しの主旨をふまえ、小規模企業については特にきめ細やかな支援を図ること。

クラウドファンディングやクラウドソーシングなど、新たなICT技術も活かしながら、中小企業支援を図ること。

3. さがみロボット産業特区の推進について

生活支援ロボットの实用化を図り展開してきた「さがみロボット産業特区」であるが、現在では新たな災害用ロボットや医療ロボットなどの研究開発も進み、さらにロボットの世界が拡大している。こうしたロボットの研究開発も積極的に支援し、実証実験支援事業

やモニター制度の促進を図り、生活支援ロボットの実用化、導入に向けての取組を推進すること。

また、従来より要望を続けている生活支援ロボットへの介護保険適用拡大についても引き続き国へ働きかけること。

4. 就労支援について

若者・女性・高齢者など、就労を希望する人々にきめ細かく実効性ある支援を行うよう、企業・団体・教育機関などと緊密に連携を図り、地域の実情に沿った施策を推進すること。

建設や介護など人材不足が懸念される業種には、資格取得や職業訓練等事業の拡充を図ること。

また、女性の就労支援にあたっては、「女性活躍推進法」に基づき、推進計画を策定するとともに、協議会を設置し実効性を高める施策を展開すること。

更に、子どもの貧困問題の観点からも、非正規労働者の正社員転換など一層の取組を働きかけること。

神奈川県内で実施される「国家戦略特区家事支援外国人受入事業」については、労働者保護の観点から受け入れ企業に対し、適合性の確認や監査を確実に実施し、外国人労働者の相談体制を確立すること。

5. ブラック企業対策の強化と労働基準法遵守に向けた取組について

ブラック企業、ブラックバイトという言葉に代表されるような、悪質な労働環境での就労を強いる企業に対しては、「絶対に許さない」という姿勢で対策を講じること。

また、働く側に対しても労働法規などの情報の周知徹底とともに、相談体制の強化を図ること。

労働基準監督署と連携を図り、労働法規の遵守、賃金不払いなどの防止に努めるとともに、最近社会問題化しているパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどについても防止と周知に取り組むこと。

6. 障がい者雇用の促進について

法定雇用率が2%、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が従業員50人以上に変更された。また平成30年からはその算定基礎に精神障がい者も加わることになる。

しかしながら、本県の民間企業における障がい者の雇用率は1.75%と全国平均を下回る状況である。法定雇用率達成のため、環境整備等の支援の周知の徹底と同時に、更なる効果的な取組を図ること。

7. 新たなエネルギー等技術の導入促進について

再生可能エネルギーへの転換は、会派として継続し訴えてきた県政の基幹となる施策のひとつである。本県は「かながわスマートエネルギー計画」に基づき、再生可能エネルギー拡大に向け、太陽光発電・水素エネルギー等、施策展開を進めているところであるが、家庭用新エネルギー導入促進に対してもしかるべき支援を行うなど、再生可能エネルギー等への転換を図るための施策を展開すること。

8. 観光振興施策の推進について

ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場が本県に決定した。県内外はもちろん、国際的にも観光客誘致に取り組むために、すでに観光都市として知名度も高い箱根・鎌倉・横浜はもとより、大山、江の島など魅力ある新たな観光の拠点の整備と情報発信に取り組むこと。

特に外国人観光客を対象にした案内表示や ICT を活用した多言語支援や通訳ボランティアの育成、トイレの整備等の促進を図ること。

近年は産業観光など、新たな観光資源が注目されている。産業施設、文化施設、本県を舞台とした映画やアニメといった映像媒体、食など様々な観光資源を生かした観光振興を図ること。

9. ドライバー不足に対応した人材確保対策について

物流は本県の産業活性化実現のための基本である。しかしながら、それを支えるトラック運転手に関しては、慢性的な人手不足に悩まされているのが現実である。こうした人材確保に苦しむ業界に特化した合同企業説明会の実施や確保のための雇用関係の助成金の検討など国に積極的に働きかけること。

建設・企業

昨今の大型台風やゲリラ豪雨による風水害、地震、津波など全国で自然災害の脅威が広がる中、道路や橋梁、トンネルなど社会インフラの老朽化対策、防災力の向上など多くの課題に直面している。広域交通網の整備、防災対策の推進、自然環境を生かした都市計画など、持続可能な県土づくり、自然環境に配慮したまちづくりに向けて着実な取組が必要不可欠である。

企業庁においては、安全安心な水道事業、再生可能エネルギー推進の発電事業に取り組むことが重要である。これらの観点から、以下要望する。

1. ゲリラ豪雨等の災害に対する総合的な浸水被害対策の推進と県内市町村との連携について

近年ゲリラ豪雨等が多発し多くの市町村より浸水被害の実情が訴えられている。

「都市河川重点整備計画(新セイフティリバー)」による治水施設の整備を促進するとともに、市町村や県民と連携を図りながら総合的な浸水被害対策の仕組みを構築すること。

また、総合的な浸水被害対策を推進するため、各市町村とともに設置している「神奈川県流域対策連絡協議会」を活用し、市町村と連携を強化し、総合的な浸水被害対策に取り組むこと。

2. 急傾斜地崩壊対策等について

急傾斜地崩壊防止施設の整備は、県民の生命・財産を守るために重要な事業である。施設整備は多額の予算を伴うこともあるが、危険箇所の整備率は年約1%の整備にとどまっている。

特に重点整備地域においては、これまでの整備実績を上回る水準で県単独事業を拡大し、がけ地対策の整備促進を図ること。

また、土砂災害警戒区域の指定はほぼ終わるので、ソフト対策（危険告知を周知・警戒避難体制の強化・ハザードマップ作成の徹底）も充実させること。

さらに、土砂災害特別警戒区域の指定については、住民の理解を進めるとともに、その後の対応策を考えること。

3. 地籍調査の推進について

地籍調査は、土地の所有者や境界が明確になり、公共事業の効率化に資するのみならず、減災、災害後の復旧・復興に際し、大変重要な取組である。

本県においても、地元基礎自治体と連携し、地籍調査に必要な費用の補助を始め必要な知識や情報を提供し、取組を進めてきた。

地籍調査の重要性、必要性があるにもかかわらず、地籍調査の取組は進んでいない。平成 27 年度末の全国の地籍調査の実施状況によると、本県における地籍調査の進捗率はわずか 14%であり、全国平均 51 %と比しても非常に低い進捗率である。

緊急重点地域への支援は勿論のこと、全県的にも県民への啓発を強化し、県内基礎自治体へ調査促進を積極的に働きかけ支援すること。

4. 京浜臨海部における交通基盤の整備について

東京と神奈川を結ぶ連絡道路の整備については、平成 26 年 5 月に大田区と川崎市が国家戦略特別区域に指定され、「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化委員会」を設置した。2020 年の東京五輪を見据えた成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして事業の実現を目指し、県としては、財政負担も含めた協力を強く推進していくこと。

また、引き続き国が主体となって早期具体化を図るよう、関係自治体とも連携して国の積極的な取組を促すこと。

5. 県営住宅ストック総合活用計画の推進について

本県では、平成 13 年度から住宅の建替・改善工事を主体とした県営住宅ストックの有効活用に取り組んできたが、建物の老朽化と入居者の高齢化に伴う課題は一層深刻化している。今後より一層の有効活用に努めること。

また、入居者の高齢化が著しい県営団地を、健康で安心して住み続けられる団地とするため、団地の空き住戸を活用して、高齢者の支え合い活動の拠点等を整備していく、「健康団地」への再生に取り組むとともに、維持保全のために行う修繕工事については、住棟ごとの耐用年数や劣化の状況等について検証し、計画的に実施すること。

居住者の安心・安全や暮らしやすさを確保するために、ハード面での整備に加え健康団地の取組、バリアフリー化など福祉面の更なる充実も必要である。部局間はもとより市町村や関係機関との連携強化に努め、収入確保策や様々な整備手法を工夫し、今後検証も行いながら計画を着実に推進すること。

6. 放射性物質を含む汚泥等への処理について

県管理の 4 か所の下水処理場の放射線物質を含む保管汚泥焼却灰については、放射性物質濃度が概ね 100 ベクレル以下となり、すべて再利用が進んでいる。

この間の処理費用について、東京電力からの未回収分の賠償手続きを早急に進めること。

7. 県内事業者を対象とするインセンティブ発注について

本県では平成 26 年度から「いのち貢献度指名競争入札」を導入し、選定基準に社会貢献企業等を取り入れ、また、平成 27 年度から、災害協定を締結していない事務所等においては、「神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定」による出動や県の震災対策訓練に参加した業者等について、「いのち貢献度指名競争入札」の指名対象業者としたことは評価するところである。

中小企業支援や県内経済のエンジンを回す視点から、また、災害に強い神奈川県の実現のためにも、県民の安心安全に協力する県内事業者に対する更なるインセンティブ発注の検討推進を図ること。

8. 海岸の保全について

本県の海岸侵食は著しく「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づいた各海岸に適応した対策を早急に実施すること。また、砂の移動管理なども進め養浜事業の効率を高めるとともに、砂質にも留意すること。

9. 広域交通網の一体的整備について

圏央道・新東名高速道路・国道 246 号バイパス（厚木秦野道路）など新たな骨格を形成する道路網の整備が進められる中、新幹線新駅設置や神奈川東部方面線などの鉄道網と合わせた広域交通網の整備は県域発展のために極めて重要であることから、一層の促進を図ること。特に計画の遅れのある神奈川東部方面線については、更なる促進を図ること。

県が管理する国道および県道については、改定された「かながわのみちづくり計画」に基づき着実に計画道路の整備を促進すること。

また、西湘バイパス等、既存高規格道路の老朽化に伴う課題も多く指摘される中であって、県民目線に立った安全対策に努めること。

10. 空き家対策について

急速な高齢化がもたらす社会問題の一つとして管理されない空き家の増加がある。地域の治安に悪影響を及ぼすとともに、景観などへの悪影響が問題となっている。このような空き家の多くは老朽化が目立ち、大地震で倒壊する危険性も高く、早急かつ継続的な対応が必要である。

県では、空き家問題解決のために、不動産団体や居住支援団体等で構成する居住支援協

議会空き家問題対策分科会で協議していることは承知している。今後、県民への普及啓発を拡充させること。

また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村の具体の取組に対して連携し、支援すること。

1 1. 海のルールづくりについて

本県の海は、マリンスポーツが活発であるとともに夏季の海の家など観光振興や商業活動の場所としても注目を集めており神奈川の魅力である。

海の家や海岸利用については「ガイドライン」の策定や当該市町のルールづくりにより海岸利用の健全化や利害の調整が進展しつつある。

しかし場所を選ばぬ BBQ やゴミの散乱、ジェットスキーの暴走などマリンスポーツと漁業関係者とのトラブルなどもおきている。

本県の海の魅力を更に向上させるために、当該市町と連携を強め、課題解決に向け、海のルールづくりに努めること。

1 2. 水道事業について

平成 26 年 3 月に策定した「神奈川県営水道事業経営計画」は本年度計画 5 か年の中間年にあたることから、現在、財政収支計画も含め、その点検がおこなわれているところである。しっかりと課題を抽出し、将来的な財政収支予測を的確に把握し、計画的かつ効果的に、老朽管対策や災害対策を図りつつ、経営のスリム化や需要に応じた施設のダウンサイジング等に取り組むこと。

また、長きにわたり培った技術や知見を活かし、県民の利益につながる国際的な展開も積極的に推進すること。

1 3. 電気事業について

平成 28 年 4 月から、電力システム改革の第 2 段階として「小売及び発電の全面自由化」が実施され、県営電気事業は「発電事業者」となることになった。

変化する環境の中、改革の方向を見据え、「神奈川県営電気事業経営計画」に基づき、健全な経営を持続できる体制をしっかりと整えるよう取り組むこと。

また、本県の重要政策でもある再生可能エネルギーによる発電は、「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定した経緯もふまえ、より一層の推進を図ること。

文教

本県では、少子高齢化の進行や国際化、情報化の進展、産業・就業構造の変化など、児童・生徒を取り巻く教育環境の変化を踏まえ、「かながわ教育ビジョン」の推進や、それに基づく県立高校改革の推進等により、明日のかながわを担う人づくりに力を注いでいる。

教育ビジョンで掲げた理念の実現に向けては、いじめや暴力行為、不登校など喫緊の課題に迅速に対応できる組織・体制づくりや、インクルーシブ教育の推進などの施策展開が求められている。

厳しい財政状況下ではあるが、児童・生徒一人ひとりの可能性が最大限活かされるよう、質の向上や教育環境整備、多様なニーズに沿った教育を実現するため、以下要望する。

1. いじめ・不登校・体罰等への対策について

全国的にいじめの問題は後を絶たない。本県においても同様であり、不登校児童生徒数及び暴力行為の発生件数も依然として高い水準にある。いじめ・体罰や暴力行為の根絶のため、これまで講じられてきた問題の検証を進め、児童・生徒が安心して学べる環境を整備すること。

特に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を、小学校までも視野に入れた効果的な拡充により、心のケアや教育相談体制の充実・強化を図るとともに、いじめの未然防止・緊急課題の解決に向けた体制を構築すること。

また、児童・生徒を取り巻く教育環境の変化に対応すべく、児童相談所をはじめ、警察・地域などの関係機関との連携強化に向けて取り組むこと。

加えて、「ネットいじめ」のように、今までの学校の範疇を超えたいじめへの対応など幅広い対策を講じること。

2. 県立高校改革の推進について

県立高校改革については、平成 27 年 12 月の県立高校改革実施計画（全体・I 期）【案】策定時に市町村教育委員会・公立中学校校長を対象にした説明会の実施や、リーフレットの作成・配布などを通じ周知に努めているが、今後も引き続き、効果的な周知のあり方を模索しながら、早期の広報実施に努めること。

また、「新しいタイプの高校」の施設整備については、県立高校改革を踏まえ、その特色を活かす施設整備を進めていくこと。

加えて、経済的な支援が必要な生徒に対しては、奨学金の拡充を図るなどし、「生徒の学びと成長にとって何が必要かという視点を最優先にする（スチューデント・ファースト）」という基本的な考え方に立って県立高校改革を着実に推進していくこと。

3. 新まなびや計画の推進について

県立高校及び特別支援学校における耐震化率は、平成28年4月現在、高校70.8%、特別支援学校90.7%の達成率となっている。学校の耐震化の推進は児童・生徒の生命の安全を守るのみならず、災害時の避難所としての重要な役割を担うことから、いつ何時発生するか分からない災害に対し、計画の前倒しの実施で耐震化を推進するとともに、老朽化している県立学校の整備・補修をこれと並行して実施すること。

また、熱中症対策として空調設備の整備を早急に進めること。

4. 「共生社会」に対応した教育の推進について

やむなく社会的に弱い立場に置かれている人々が、積極的に社会に参加・貢献していくことができる「共生社会」に対応する教育を推進させるため、多様な学びの場の環境整備を行うとともに、小中学校から高校まで連続したインクルーシブな学校づくりを推進すること。

また、多様な教育ニーズに対応した学習・教育相談・校内支援体制構築のため、市町村が設置する「教育支援センター」等への専任職員や、小中学校へ配置する「教育相談コーディネーター」の配置を継続すること。加えて、日本語が理解できない外国籍児童・生徒の支援のため、各言語の通訳をはじめ生活支援などのコーディネーターを専門とする人材の配置といった人的支援を講じること。

さらに、特別支援学校の児童・生徒の通学時における負担軽減と安全確保のため、地域の実情を考慮し、スクールバスを増車すること。特に、障害者の状態等により自力通学が困難な高等部の生徒に関しては、その状況に配慮し、スクールバスへの乗車ができるよう対策を進めること。加えて、医療等に関する専門職・理学療法士・看護師等の常駐化や言語聴覚士の配置を推進し、生徒が安心して学習できる環境を整備するよう努めること。

5. 国際社会に対応できる人材の育成について

グローバル時代に対応した人材の育成に向け、本県では小学校外国語活動については「かながわ学びづくり推進地域研究委託事業」等の実践研究をはじめ、様々な角度から小学校における英語教育の早期化・教科化に努めている。

さらに、高等学校においてはALT（外国語指導助手）の効果的活用により国際社会で活躍できる人材を育成している。今後も、これらの取組の効果が最大限発揮できる環境整備を引き続き行うとともに、これまで以上に児童・生徒が海外の文化や生活に興味を持つことが出来るよう工夫を図ること。

また、主体的・対話的で深い学びである「アクティブ・ラーニング」や、「eラーニング」など ICT を活用した学習方法の推進を図ること。

6. 主権者教育の充実について

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられたため、本年 7 月に行われた参議院議員通常選挙から、高等学校等に在籍する生徒の一部が実際の選挙に臨んでいる。

本県においては、教員の政治的中立性に関する指導をはじめ、県立高校全校での模擬投票の実施や各学校への横断幕設置等による選挙参加への啓発事業を行っているが、引き続きこれらの取組を通じ、「主権者教育」において参加型・体験型学習など、幅広く具体的な実践を重ねることにより、投票率の向上に寄与すること。

また、関係団体への働きかけや連携強化など、さらなる推進を図ること。

7. キャリア教育の充実について

生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育むキャリア教育の推進として、中学校・高等学校等における社会保険労務士の出前授業の機会を引き続き提供すること。

また、租税教育推進のため、税理士による租税教育に関する講座のさらなる導入や、司法書士等による法教育の講座などの導入についても検討を図り、民間人材の活用も含めたキャリア教育を幅広く展開していくこと。

8. 教員の多忙化解消について

いじめや不登校の問題など多様化する教育問題や、教育ニーズへの対応による教員の多忙化、ひいては教員が児童・生徒と向き合う時間の不足が問題視されている。

児童・生徒に対する授業の時間はもとより、日常生活などの相談時間や指導準備時間を確保し、教育活動をより充実させるために、各種調査をはじめ、学校事務や教員の業務見直しを通じ、多忙化解消に向けて、学校事務員の強化・増員等を図り、教員の事務作業を軽減するよう努めること。

9. 少人数学級の推進について

深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するための少人数学級を着実に推進すること。

また、きめ細やかな教育環境の確保に向けて教員の適正な人員配置に配慮すること。

10. 学校給食等の食の安全確保と食育の推進について

学校給食については、きめ細かい食の安全対策を行い、保護者など県民の不安を取り除けるような適切な情報提供や対策を国や県の関係機関と連携し、設備の助成等も視野に入れ推進を図ること。

また、アレルギーへの対応など保護者の理解を進めるとともに、対策の強化を図ること。一層の児童・生徒への教育効果を推進するため、栄養教諭・学校栄養職員の増員を引き続き図ること。さらに、実施率全国最下位の中学校給食については、その向上に向けて市町村と連携し、給食等の実施促進を図ること。

11. 県立図書館について

県立川崎図書館については、平成29年度末を目途に、かながわサイエンスパークに移転する方針が示されているが、県立川崎図書館の蔵書は、国内でも数少ない専門図書であり、貴重な資料・財産であることから、それらが散逸しない工夫を図ること。

また、市区町村図書館への貸し出しなどネットワークの強化や支援を充実させること。加えて、今後の県立図書館の再整備については、その検討過程の周知を図り、知の拠点・価値創造の場としての役割を踏まえ、県民や利用者のニーズをしっかりと反映させること。

12. 子どもの体力・運動能力の向上について

子どもの体力及び運動能力の向上は、体力・運動・健康に対する意識を高め、「未病」対策にもつながる。今後、県内すべての小・中学校児童・生徒の体力向上に向けた取組を行うこと。

また、子どもたち自身の健康を管理する力を育むためのツールとして、県内すべての小・中学校児童・生徒の健康管理に活用されるよう一部市町村で進められている健康手帳の普及・配布の取組を進めること。

地域要望

横浜市

○神奈川東部方面線の早期開通

神奈川東部方面線は、県東部と都心を結び、県内の交通環境の向上に大きく貢献するものとして多くの県民が早期の開通を待ち望んでいる。今般、諸事情により相鉄・JR直通線については2019年度下期、相鉄・東急直通線については2022年度下期への延期が発表された。新駅設置やそれに伴う駅周辺の再開発計画等、延期による影響は計り知れない。東部方面線の早期開通に向け、県として多面的な支援を強化すること。

○357号線を横須賀市まで延伸すること。

○国道16号線を全面4車線化すること。

○スクールゾーン内での進入禁止時間が地域によって異なる。安全性の確保策として、県内統一すること。

○横断歩道の青信号時間が短い箇所が多々ある。超高齢化社会をむかえ、歩行者の安全を最優先にすること。

○横浜市営バス「ららぽーと横浜西」のバスを利用する人が、バス停からららぽーと横浜までの近道となるため、少し離れた信号（横断歩道）を利用せず、危険を伴う車道を横断しているのをたくさん見かける。歩行者が安全に道路を渡れるように「ららぽーと横浜西」バス停近くに信号機を設置すること。

○地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めるモデル事業として、一般の全日制普通科とは異なる横浜修悠館・緑園総合の両高等学校については、その特色を生かして、学校教育や部活動に支障のない範囲で身近な文化・スポーツ活動などの場として、地域の皆さんやスポーツ団体に積極的に学校施設を開放していくこと。

○県道22号横浜伊勢原線（長後街道）の中田町東原の交差点付近は、中田さちが丘線へ右折する車両が多く、右折レーンに収まらず、停止車両が本線にまで繋がる状態にある。さらに、神奈中バスの停留所がその中心にあるため、バスの停留時には全車線が塞がれ、渋滞が発生する状況に陥っている。神奈川中央交通に行政指導を行い、バスの停留所の移設を働きかけること。

- 米軍の根岸住宅地区について、居住者の退去による治安、火災など周辺住民の不安に対し、返還までの維持管理と返還時期の見通し、跡地利用の情報提供に努めること。
- 平成 29 年度は、掘割川はじめ県管理河川における不法係留船の解消の目標年度である。不法係留の一掃を図ること。
- 南区総合庁舎の移転に伴い、浦舟町交差点は慢性的な渋滞が起こっている。信号機の改良を行い、渋滞の是正を図ること。
- 実施中の二俣川駅南口再開発について、計画に沿った施行と都市計画道路の整備を図ること。
- 大型団地の耐震性向上と高齢者が住みやすい建物のバリアフリー化やエレベーターの設置など施設への改善の推進を図ること。
- 県道 45 号丸子中山茅ヶ崎線における、下川井インターチェンジを先頭にした渋滞対策について、道路改良等を含め、道路管理者と連携し検討すること。
- 国道 16 号保土ヶ谷バイパスにおける、下り新桜ヶ丘、上り南本宿を先頭にした渋滞対策を至急行うこと。
- 県立三ツ境養護学校の老朽化に対応して新校舎建設の具体化を図ること。
- 横浜市港北区に肢体不自由児が通える 150 人規模の特別支援学校を建設し、横浜北部、川崎市中部・北部の過大校及び通学時間の解消を図ること。

川崎市

- キングスカイフロント等の拠点形成を推進する羽田連絡道路と臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道 357 号の整備
- 広域的な街づくり推進のため、鉄道ネットワークの機能強化の促進ならびに横浜市営地下鉄 3 号線のあざみ野から新百合ヶ丘駅までの延伸工事を早期に進めること。
- 小田急線はるひ野駅前の交番設置を早期に実現すること。

- 鉄道駅のバリアフリー化事業に対する財政措置を図ること。
- 県立中原養護学校の再構築（建て直し）の計画化を早期に図ること。
- 自転車安全対策をはかること。特に鹿島田及び塚越、平間踏切における安全対策については、地域と連携した実効性ある取り組みを検討すること。

相模原市

- 南橋本駅前の交番設置を早期に実現すること。
- 県営上溝団地テラスの管理について入居者の要望に柔軟に応えること。併せて建替えについては入居者及び近隣住民の意見を取り入れること。
- 県立弥栄高校と相模原青陵高校の統合にあたっては生徒・保護者・教職員・近隣住民等、関係者の意見を取り入れること。
- 横浜地方裁判所相模原支部での合議制裁判の実施に向けて取り組むこと。
- J R相模線の複線化の早期実現を目指すこと。
- 相模川沿い高田橋近くのグラウンドに日よけを設置すること。
- 市内境川の改修を早期に進めること。
- 相模原市に所在する消費者庁・国民生活センターの徳島移転が議論されている中、両施設は各省庁と緊密な連携のもとに消費者行政を推進しなければならないが、本県においても、研修参加者のアクセスの問題や首都圏を中心とする企業からの商品テストの施行など、移転によりその機能が十分に維持できるとは思えないことから、徳島移転を断念するよう国に要望すること。

横須賀市

- 国道 357 号線（横浜市金沢区～横須賀市夏島町間）の工事を早期に着工すること。
- 急傾斜地崩壊区域の指定基準と工事基準を指定基準に統一すること。

- 三浦縦貫道路と本町山中線に、簡易 ETC を早急に設置すること。

藤沢市

- 東京 2020 オリンピック競技大会・セーリング競技の江の島開催に向け、小田急線片瀬江ノ島駅から会場につながる県管理道路の歩道のバリアフリー化を加速させること。また、江の島島内の臨港道路についてもバリアフリー化に向けた取組を加速させること。
- 江の島大橋の拡幅については、平成 30 年度の可能な限り早い完成を目指して取組を進めること。また、老朽化が著しく狭量な江の島弁天橋については、オリンピック後を視野に入れて速やかに架け替えが実現出来るよう計画を進めて行くこと。
- 国道 134 号線の片瀬、鵜沼、辻堂地区については、依然として暴走族、旧車會が曜日や時間帯に関わらず爆音で走行し、他車両への危険を及ぼし、地域住民の平穏な生活への妨害を引き起こし続けている。警察本部、管轄警察、交通機動隊の連携により、引き続き徹底した取り締まりを行っていくこと。
- 湘南海岸公園内における地域固有のクロマツなどの緑の植栽、手入れについて、引き続き地域住民と連携した取組を進めること。また、ハマボウフウを始めとする海岸固有の緑の保全、再生に向けても、一層力を入れて行くこと。

茅ヶ崎市

- 県立北陵高校の移転整備を茅ヶ崎市と調整し早急に行うこと。
- 茅ヶ崎市の保健所新設に関しては、人的・財政的支援を行うこと。
- 小出川整備計画の推進。特に遊水池の整備を早急に行うこと。
- 里山公園の残り部分を早急に工事すること。
- 湘南海岸中海岸地域の養浜対策を引き続き行うこと。
- 茅ヶ崎ゴルフ場跡地利用については、今後、防災緑地を残すことを配慮し、県・市に有効な事業をすすめること。

平塚市

- （仮称）ツインシティ橋は、都市計画決定後、概ね 10 年で完成するという認識であり、2015 年 8 月に組合設立認可を受けたと同時に、都市計画決定されているため、ツインシティ橋の整備は遅れることなく即時に事業着手すること。

- 金目川水系の改修・整備促進及び維持管理について、以下の 3 点を要望します。
 - ・金目川水系の河川整備目標に対応できていない箇所の整備を早期に進めること。
 - ・必要に応じて河床の浚渫、河川内の雑草除去等を行い、適正な維持管理に努めること。
 - ・地域住民の憩いの場となる親しみのある空間の整備や保全に向けた事業の展開を図ること。

- 県道 606 号（大島明石）の平塚市大島地区からの延伸並びに伊勢原市内の国道 246 号に至る区間の整備を促進するとともに、伊勢原～大神軸の計画を具体化すること。

- 海岸漂着物等の処理・対策に関する地方公共団体への支援を継続・拡充するとともに、早期に補助率を内示するよう国に働きかけること。

- バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

- 県配置スクールカウンセラーについて、増員と勤務日の増加を図り、相談・生活助言を充実させること。また、不登校や引きこもり、貧困など家庭に介入が必要な児童・生徒等への対応のために、県配置スクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）を増員して配置の充実を図ること。

- 生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金については、市町村の負担超過とならないようにするため、交付対象経費を拡大するよう国に働きかけること。

- 地域自殺対策強化交付金事業費補助金については、市町村の負担割合が過剰になることのないようにするため、補助率の見直しなど必要な財源が確実に配分されるよう国に働きかけること。

- 学級の標準規模を 35 人とするよう「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）の改正を国に働きかけること。また、県において改正が実

現するまでの間、35人学級を実現するために必要な人数を加配するとともに、少人数指導やチームティーチング等、児童・生徒に関わる教職員の配置を強化すること。

鎌倉市

- 国道134号線の交通渋滞の解消、電線地中化、歩道の整備を推進すること。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、江の島と腰越漁港間の歩道を整備すること。
- 県道21号の八幡宮から北鎌倉、県道32号の大仏周辺、県道204号の八幡宮周辺の歩道の改善、整備と電線地中化を推進すること。
- 文化財保護を目的とする補助事業にかかる県費補助について、上限補助率を適用すること。併せて、現在補助対象となっていない指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為についても補助対象となるよう国に働きかけ、かつ、県費補助についても同様な対応を図ること。

逗子市・葉山町

- 県道路公社の管理する逗葉新道は、使用開始から40年以上が経過しており、受益者負担により建設費償還がなされているにも関わらず有料道路のままである。早期に無料化すること。
- 三浦半島の道路ネットワーク確立のため、三浦半島中央道路の早期完成を実現すること。
- 三浦半島国営公園の誘致を実現すること。
- 砂浜の養浜対策強化と養浜砂の改善対策や維持養浜を充実すること。

厚木市

- 自転車事故の減少へ向けて厚木市行政等と更なる連携強化を図ると共に、ヘルメット着用を促進するための起爆剤となるよう自転車を使用する頻度が高い高校生を対象にしたヘルメットの着用の義務化と無償配布を含めた県の補助制度を検討すること。

- 不鮮明になった横断歩道等の路面標示の補修（塗直し）について迅速な対応及び、法改正や権限移譲を含めた市で補修できる措置が可能となるように国へ要望すること。
- ごみ処理広域化の実施主体として、厚木市・愛川町・清川村で構成する厚木愛甲環境施設組合に対し、施設整備に伴う循環型社会形成推進交付金確保に向けた指導・協力を行うこと。また、施設整備に向けた計画策定業務や環境影響評価に対する技術的な指導・助言などの支援を行うこと。
- 商店会が管理している街路灯については、老朽化が著しいため、市補助金を活用して、省エネルギー化と電気代の節約などにつながるLED化事業を推進しているが、国の商業振興施策として必要な財源措置を要望すること。
- 現下の厳しい財政状況の中、不交付団体に対しては、財政力指数による国庫補助金等の較差が設けられたり、臨時財政対策債の借入れができなくなるなど、不交付団体を理由に財政負担を余儀なくされ、財政運営が厳しい状況にある。国に対し、不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消及び特例債の創設を申し入れる等の要望をすること。
- 厚木市中心市街地における環境浄化対策の強化と本厚木駅周辺を中心市街地に設置するスーパー防犯灯の復旧、又は再整備の検討をすること。
- 厚木市内に、生徒が通学できる県立特別支援学校の分教室の設置を検討すること。
- 県立総合リハビリテーションセンターにおいては、当該施設駐車場周辺等において、雑草が茂り、利用者をはじめ周辺住民に対しても迷惑をかけている状況にある。建替え工事が進む総合リハビリテーションセンターにおいては、地域における新たなランドマーク施設として、誇り得る施設とすること。また、指定管理者に対して、管理を徹底する様、指導すること。
- 七沢リハビリテーション病院脳血管センターの跡地利用については、厚木市や厚木医師会等、医療関係者をはじめとする地元関係者の声にきちんと耳を傾け、245病床を活用し、県央地域の回復期病床・新たな医療体制の構築に努めること。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会及び、ラグビーワールドカップ 2019 に向けた、スポーツ施設の整備及び諸外国との交流について、新たな国庫補助制度の創設を国に働きかけること。

- 神奈川県ニホンザル保護管理計画における被害防止対策の推進を積極的に行うこと。また、厚木市においては、市内（鳶尾群・煤ヶ谷群・経ヶ岳群）に生息するサルの全頭捕獲を行うこと。
- 相模川の水辺環境を生かした都市緑地として、相模川、中津川、小鮎川の三川合流地点上流部に対岸の海老名市側と併せ計画が進められている県立相模三川公園については、厚木市側の公園整備の実現が大幅に遅れている。人と自然が共生する都市環境の確保や人々の余暇空間の確保から整備が切に望まれるため、県立相模三川公園厚木市側の整備を進めること。
- 相模川厚木市水辺拠点創出基本計画に必要となる河川基盤施設の整備を相模川・中津川河川整備計画に位置付け、本計画の策定に合わせ低水護岸整備を早期着手すること。
- 相模川河川敷での樹林化対策の更なる推進を図ること。
- 相模川三川合流点地区の水辺に親しむ環境改善に向けた河原の再生を図ること。
- 浸水被害対策として、雨水の放流先である一級河川玉川、小鮎川及び荻野川において厚木公共下水道計画に基づく計画放流量が河川へ抑制されずに放流できるようにすること。
- 本厚木駅南口地区市街地再開発事業推進のため、引き続き現行補助制度における必要な財源確保支援、及び助言をおこなうこと。
- 東海道新幹線新駅（ツインシティ）とリニア中央新幹線新駅を結ぶ相模川以西への広域的な大量輸送が可能な公共交通機関の整備の必要性を「かながわ交通計画」に位置付け推進を図ること。
- 多くの県民・市民が利用する本厚木駅の安心・安全を確保するため、国が定める協調補助の制度活用を図り、駅の耐震化を推進する必要があることから、鉄道駅の耐震事業に補助を実施する制度の創設と補助を推進すること。
- 新東名高速道路、厚木秦野道路（一般国道 246 号バイパス）について、完成目標年度に遅延することなく事業展開を図り、積極的な予算確保を図ること。特に、厚木秦野道路については、さがみ縦貫道路から（仮称）厚木北 I C までは事業化されているが、道路ネットワークのミッシングリンクを解消し、道路整備の効果を最大限発揮するためにも、

全線を事業化し早期整備を図るよう国に働きかけること。

- 周辺観光拠点等への円滑な交通の確保を図る上で、厚木秦野道路（仮称）森の里インターチェンジから県道 64 号（伊勢原津久井線）へのアクセス道路の県道整備（仮称・上古沢煤ヶ谷線）を早期に実現すること。
- 国道 129 号の船子北谷交差点では、国道 271 号側道へ向かう右折車両が多く、右折車が右折レーン内に収まらず、右折待ち車両によって渋滞が発生している。右折レーンの延長を整備すること。
- 国道 412 号「みはる野入口交差点」から愛川町との行政界までの区間については、歩道が狭隘であるとともに未整備の箇所もあり、地域からの発生交通量も増えていることから、歩行者の安全確保と車両の円滑な通行のため、拡幅と歩道整備の推進を図ること。また、「まつかげ台入口交差点」については、右折車線がないため、団地方面への右折車両により渋滞を来たしており、右折レーンを設置すること。
- 厚木市の市街地を形成する上で重要な路線である県道 43 号（藤沢厚木）は、松枝交差点から中町交差点までの間は道路幅が狭く、歩道も未整備区間があり、朝夕の通勤通学時には、多数の市民が通行する上で危険な状態が続いている。道路拡幅及び歩道設置は地元 の悲願であることから、早急な拡幅整備を図ること。
- 県道 601 号（酒井金田）については、元町交差点から市営プール前交差点までの歩道整備についても早期完成を図ること。
- 県道 43 号及び 601 号は沿道の家屋が密集し、電線類を支える柱は通行に支障を来たしており、都市防災、良好な都市環境形成、交通安全、商業地域の活性化等の観点から電線類地中化の整備推進を図ること。併せて、厚木市の行う電線類地中化事業についても、補助金の重点的配分を行うこと。
- 愛名・飯山地区の県道 63 号（相模原大磯）については、拡幅整備の推進など、早期完成を図ること。特に通学路に指定されている愛名入口から小野宮前バス停間については、歩道の未整備区間があり危険な状態にあることから、早急な歩道整備をすること。
- 県道 42 号（藤沢座間厚木）については、第二期整備区間の早期完成に向けて整備推進を図ること。また、県道 63 号（相模原大磯）から国道 412 号までの第三期区間についても、県道として整備推進を図ること。

- 県道 604 号（愛甲石田停車場酒井）酒井前田交差点は、国道 271 号や県道 601 号（酒井金田）と連絡する路線の主要な交差点であり、厚木 I C の直近でもあることから渋滞が著しくなっている。右折車線の設置を行うこと。
- 多くの住民が通勤・通学に利用している県道 22 号（横浜伊勢原）においては、特にセブンイレブン交差点から戸沢橋までの間は、交通量も多い中、歩道がなく危険な状況であることから、道路拡幅及び歩道の設置を行うこと。

伊勢原市

- ニホンザルについて、第 3 次神奈川県ニホンザル管理計画に沿った被害防除対策を着実に実施するとともに、農業被害の軽減を図るためニホンザルの個体数調整の頭数について農業被害の減少及び追い払いがスムーズに行なえる頭数まで減らすこと。
- 今後もツキノワグマについて、早い段階で出没警戒等の注意喚起や対策を県と市が連携して行っていけるようにすること。また、人的被害を防止する観点から、丹沢山地におけるツキノワグマ生息数調査の精度を上げること、及び学習放獣される個体に GPS 首輪等を装着した追跡調査を実施し、市町村にも情報提供すること。さらに、人里での出没について、人的被害を防止するため、「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に基づき素早い対応を実施すること。

愛川町

- 日本語が理解できない外国籍児童・生徒支援のため、各言語の通訳をはじめ、生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置といった人的支援を講じられるよう支援すること。「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」の趣旨に沿った支援体制を充足させること。
- 河川区域内の環境保全に係る市町村との連携・協力についての具体的な取組、及び処理・処分にかかる費用負担のあり方について「神奈川県循環型社会づくり計画」に則った対応と県と市町村との協議の場を設ける様、支援すること。
- 観光・産業連携拠点づくりに向けた各種支援を充実させること。
- 不鮮明になった横断歩道等の路面規制標示の補修について、特段の予算措置を行うこと。

- 県費負担学校栄養士配置基準の見直しについて国に対して働きかけるとともに、栄養士の加配といった県独自の取組を検討し行うこと。
- 県道 54 号（田代交差点～馬渡橋）の道路改良及び歩道の整備促進、及び、県道 63 号 及び 65 号における交差点改良整備促進、県道 511 号における交差点改良・歩道整備を促進すること。

清川村

- 消防広域化の推進を図るため、消防広域化重点地域に指定された市町村に対する補助対象及び補助基準額の拡充や補助率の拡大を図るとともに、消防広域化後の新たな補助金制度等を確立すること。
- 消防広域化に伴う機能強化を図ることが必要となった常備消防の車両整備事業にも充当可能となるよう、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の補助事業内容の拡充はかること。
- 県道 64 号（伊勢原津久井線）については、「古在家バイパス整備事業」全線の早期完成に向けた事業促進と 清川村役場前への信号機の設置、及び、村道山岸外周線が接続する T 字路への信号機の設置を行うこと。
- 県道 70 号（秦野清川線）については、札掛境橋～長者橋の拡幅改良整備を行うこと。

座間市

- 県立座間養護学校への小学部・中学部を設置し、知的障害のある義務教育児童・生徒の受け入れを図ること。

二宮町

- 西湘バイパス地下道の海岸出入口部分への開閉式の防潮扉の設置について、海岸管理者である本県から西湘バイパスの管理者である国土交通省及び中日本高速道路株式会社に 対し、早期の対策を講じるよう求めること。

大磯町

○東京オリンピック・パラリンピック選手村の分村への取組の支援について、以下2点を要望する。

- ・大磯プリンスホテルが選手村の分村となるよう、国や組織委員会に働きかけること。
- ・分村となった際は、受け入れるための環境整備が必要となることから、種々の支援を講ずるよう、国に働きかけること。

中井町

○中井町グリーンテクなかい入口交差点から平塚市土屋橋手前までの県道77号線のバイパス整備及びインターチェンジ周辺の土地利用に向けた支援と協力を図ること。

小田原市

○埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費を国庫補助事業の対象とするなど、国の支援策の拡充を働きかけること。

湯河原町

○湯河原町に設置する県立小田原特別支援学校（養護学校）の分教室に肢体不自由児級の設置を図ること。

○県立小田原養護学校の分校（分教室）の設置を図ること

箱根町

○家族及び児童・生徒の通学における負担軽減のため、県立小田原養護学校スクールバスの運行範囲延伸（仙石原地区まで）を図ること。